

改 定 案	現 行 告 示
<p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第九十四条の規定に基づき、木材のめりこみ及び木材の圧縮材の座屈の許容応力度、集成材及び構造用単板積層材（以下「集成材等」という。）の繊維方向、集成材等のめりこみ及び集成材等の圧縮材の座屈の許容応力度、鋼材等の支圧、鋼材等の圧縮材の座屈及び鋼材等の曲げ材の座屈の許容応力度、溶融亜鉛メッキ等を施した高力ボルト摩擦接合部の高力ボルトの軸断面に対する許容せん断応力度、ターンバックルの引張りの許容応力度、高強度鉄筋の許容応力度並びにタッピンねじ等の許容応力度（以下「特殊な許容応力度」という。）並びに同令第九十九条の規定に基づき、木材のめりこみ及び木材の圧縮材の座屈の材料強度、集成材等の繊維方向、集成材等のめりこみ及び集成材等の圧縮材の座屈の材料強度、鋼材等の支圧及び鋼材等の圧縮材の座屈の材料強度、ターンバックルの引張りの材料強度、高強度鉄筋の材料強度並びにタッピンねじ等の材料強度（以下「特殊な材料強度」という。）をそれぞれ次のように定める。</p> <p>特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件</p> <p>第一・第二 略</p> <p>第三 基準強度</p> <p>一〜三 略</p> <p>四 第一第五号に規定するターンバックルの基準強度は、次の表の数値とする。          。ただし、法第三十七条第二号の国土交通大臣の認定を受けたターンバックルの基準強度にあつては、その品質に応じてそれぞれ国土交通大臣が指定した数値とする。</p>	<p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第九十四条の規定に基づき、木材のめりこみ及び木材の圧縮材の座屈の許容応力度、集成材及び構造用単板積層材（以下「集成材等」という。）の繊維方向、集成材等のめりこみ及び集成材等の圧縮材の座屈の許容応力度、鋼材等の支圧、鋼材等の圧縮材の座屈及び鋼材等の曲げ材の座屈の許容応力度、溶融亜鉛メッキ等を施した高力ボルト摩擦接合部の高力ボルトの軸断面に対する許容せん断応力度、ターンバックルの引張りの許容応力度、高強度鉄筋の許容応力度並びにタッピンねじ等の許容応力度（以下「特殊な許容応力度」という。）並びに同令第九十九条の規定に基づき、木材のめりこみ及び木材の圧縮材の座屈の材料強度、集成材等の繊維方向、集成材等のめりこみ及び集成材等の圧縮材の座屈の材料強度、鋼材等の支圧及び鋼材等の圧縮材の座屈の材料強度、ターンバックルの引張りの材料強度、高強度鉄筋の材料強度並びにタッピンねじ等の材料強度（以下「特殊な材料強度」という。）をそれぞれ次のように定める。</p> <p>特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件</p> <p>第一・第二 略</p> <p>第三 基準強度</p> <p>一〜三 略</p> <p>四 第一第五号に規定するターンバックルの基準強度は、次の表の数値とする。          。ただし、法第三十七条第二号の国土交通大臣の認定を受けたターンバックルの基準強度にあつては、その品質に応じてそれぞれ国土交通大臣が指定した数値とする。</p>

略	略
この表において、ターンバックルは、日本工業規格（以下「JIS」とい う。）A五五四〇（建築用ターンバックル） <u>二〇〇三</u> 、JIS A五五 四一（建築用ターンバックル胴） <u>二〇〇三</u> 及びJIS A五五四二（建 築用ターンバックルボルト） <u>二〇〇三</u> に規定するターンバックルに適合 するものとする。	

五〜八 略

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

略	略
この表において、ターンバックルは、日本工業規格（以下「JIS」とい う。）A五五四〇（建築用ターンバックル） <u>一九八二</u> 、JIS A五五 四一（建築用ターンバックル胴） <u>一九九三</u> 及びJIS A五五四二（建 築用ターンバックルボルト） <u>一九九三</u> に規定するターンバックルを表す ものとする。	

五〜八 略

附 則

この告示は、公布の日から施行する。